**別記「総合評価競争入札に関する事項」**

安城市の調整池整備工事（二本木地区）に係る公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この別記によるものとする。

１　工事の概要

（１）工事番号　２０１４１０２５３４

（２）工 事 名　調整池整備工事（二本木地区）

（３）路 線 名　二本木小学校

（４）工事場所　安城市緑町地内

（５）工　　期　契約締結日の翌日から平成２８年３月１８日（金）まで

（６）本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札（特別簡易型）の適用工事である。

２　評価項目及び評価基準

（１）企業の技術力に関する事項（配点１０点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 基 準 | 配点 | 満点 |
| 安城市発注の土木一式工事における前年度（平成２５年度）の工事成績評定点の平均点　※１ | 点≧80 | 3 | 3 |
| 80＞点≧75 | 2 |
| 75＞点≧70 | 1 |
| 70＞点、又は評定点なし | 0 |
| 安城市発注の土木一式工事について、過去３年間（平成２３年度から平成２５年度まで）に通知された検査結果において、工事成績評定「Ａ」を取得した施工実績　※１※２ | ２件以上 | 3 | 3 |
| １件 | 2 |
| ０件 | 0 |
| 安城市発注の土木一式工事について、過去３年間（平成２３年度から平成２５年度まで）に通知された検査結果において、工事成績評定「Ｄ」又は「Ｅ」を取得した施工実績　※１※３ | Ｅ評定１件につき | -2 | 0 |
| Ｄ評定１件につき | -1 |
| ０件 | 0 |
| ISO9001の取得の有無　※４ | あり | 1 | 1 |
| なし | 0 |
| 国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去５年間（平成２１年度から平成２５年度まで）の同種工事の元請としての施工実績　※１※５ | ３件以上 | 3 | 3 |
| ２件 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |

（注意）※１土木一式工事とは、建設業法別表第１に掲げる工事の種類をいう。

　　　　※２「Ａ」とは、工事成績評定８５点以上をいう。

　　　　※３「Ｄ」とは、工事成績評定５０点から５９点をいう。

「Ｅ」とは、工事成績評定４９点以下をいう。

　　　　※４契約先となる本店又は支店が認証されていること。

自己適合宣言は認めない。

　　　　※５同種工事とは、契約金額14,900万円以上の土木一式工事とする。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。

下請けでの施工実績は認めない。

安城市発注工事の土木一式工事における工事成績評定が「Ｄ」又は「Ｅ」の場合は施工実績として認めない。

（２）配置予定技術者の能力に関する事項（配点１０点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 基 準 | 配点 | 満点 |
| 国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去１０年間（平成１６年度から平成２５年度まで）の同種工事における主任（監理）技術者としての施工実績　※１※２※３※４※５※６ | ３件以上 | 3 | 3 |
| ２件 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |
| 安城市発注の土木一式工事について、過去３年間（平成２３年度から平成２５年度まで）に通知された検査結果において、主任（監理）技術者として工事成績評定「Ａ」を取得した施工実績　※１※２※４※６※７ | １件以上 | 2 | 2 |
| ０件 | 0 |
| 本工事配置予定技術者の保有する土木一式工事に関する資格　※１※２※８ | １級国家資格又は技術士 | 2 | 2 |
| 上記以外の資格 | 0 |
| 安城市発注の土木一式工事の主任（監理）技術者における過去３年間（平成２３年度から平成２５年度まで）の工事成績表定点が８０点以上の施工実績　※１※２※４※６ | ３件以上 | 3 | 3 |
| ２件 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |

（注意）※１配置予定技術者は、３名まで申請できる。ただし、複数の技術者を申請した場合は、評価の合計が最も低い者で評価する。

※２土木一式工事とは、建設業法別表第１に掲げる工事の種類をいう。

　　　　※３同種工事とは、契約金額14,900万円以上の土木一式工事とする。

　　　　※４施工実績は、監理技術者又は主任技術者としての施工実績とする。（現場代理人又は担当技術者としての施工実績は認めない。）

　　　　※５特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。

JVの場合は、代表者の技術者の実績とする。

安城市発注工事の土木一式工事における工事成績評定が「Ｄ」又は「Ｅ」の場合は施工実績として認めない。

　　　　※６下請けでの施工実績は認めない。

　　　　※７「Ａ」とは、工事成績評定８５点以上をいう。

　　　　※８本工事配置予定技術者の保有資格とする。

１級国家資格又は技術士の資格とは、下表のとおりとする。ただし、該当する資格が複数あっても加点は２点とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建設業法「技術検定」 | 技術士法「技術士試験」 | |
| ①１級建設機械施工技士 | ③建設又は総合技術監理（建設） | ⑤農業「農業土木」又は総合技術監理（農業「農業土木」） |
| ②１級土木施工管理技士 | ④水産「水産土木」又は総合技術監理（水産「水産土木」） | ⑥森林「森林土木」又は総合技術監理（森林「森林土木」） |

（３）地域精通度・地域貢献度等に関する事項（配点８点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 基 準 | 配点 | 満点 |
| 安城市内における本支店の所在の有無　※１ | 安城市内にあり | 1 | 1 |
| なし | 0 |
| 過去１０年間（平成１６年度から平成２５年度まで）の安城市内での国、地方公共団体又は特殊法人等の発注の土木一式工事における施工実績の有無　※２※３ | 実績あり | 1 | 1 |
| 実績なし | 0 |
| 安城市災害緊急協力事業者（工事）又は安城災害対策建設協力会登録の有無　※４ | 協力事業者及び協力会のいずれも登録あり | 2 | 2 |
| 協力事業者又は協力会の登録あり | 1 |
| 協力事業者及び協力会のいずれも登録なし | 0 |
| 平成２５年度における安城市発注の雪氷対策に関する業務又は平成２６年度における安城市発注の大雨洪水対策に関する業務の受託の有無　※５ | 雪氷及び大雨洪水のいずれも受託 | 2 | 2 |
| 雪氷又は大雨洪水を受託 | 1 |
| 雪氷及び大雨洪水のいずれも受託していない | 0 |
| 障害者雇用の有無　※６ | 法定雇用率を達成 | 1 | 1 |
| 法定雇用率を未達成又は雇用者なし | 0 |
| ISO14001の取得の有無　※７ | あり | 1 | 1 |
| なし | 0 |
| 安城市における過去３年間（平成２３年４月１日から申請書を提出する日の前日まで）に入札参加資格停止措置の有無　※８ | なし | 0 | 0 |
| あり | -1 |

（注意）※１本支店とは、契約先が安城市内の本店又は支店に限る。

　　　　※２土木一式工事とは、建設業法別表第１に掲げる工事の種類をいう。

　　　　※３特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。

※４本店又は支店が安城市に所在する事業者で、申請書を提出する日の前日までに安城市災害緊急協力事業者（工事）又は安城災害対策建設協力会登録が完了していること。なお、工事完了日までに登録を解除してはならない。

　　　　※５下請けでの施工実績は認めない。

　　　　※６法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年７月２５日法律第１２３号。以下「雇用促進法」という。）第４３条第２項に規定する「障害者雇用率」で、前年６月１日現在のものをさします。

雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、実際に１人以上雇用していれば、加点します。

　　　　※７契約先となる本店又は支店が認証されていること。

自己適合宣言は認めない。

　　　　※８安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱による停止措置。

３　ヒアリングについて

提出された書類及び資料に対してヒアリングを行うことがある。ヒアリングを行う場合は、その場所、時間等について別途通知する。

４　事後審査について

（１）事後審査に必要な書類

　　ア　事後審査申請書

イ　様式第１

ウ　様式第１に該当する資料（表１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表１）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目名 | 提出資料及び注意事項 |
| 様式第１  １　ISO9001の取得の有無 | 登録証の写し |
| 様式第１  ２　国、地方公共団体又は特殊法人の発注工事における過去５年間（平成２１年度から平成２５年度まで）の同種工事の元請としての施工実績 | 同種工事の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可 |
| 様式第１  ３　国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去１０年間（平成１６年度から平成２５年度まで）の同種工事における主任（監理）技術者としての施工実績 | 同種工事の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可 |
| 様式第１  ４　安城市発注の土木一式工事について、過去３年間（平成２３年度から平成２５年度まで）に通知された検査結果において、主任（監理）技術者として工事成績評定「Ａ」を取得した施工実績 | 土木一式工事の工事成績評定「Ａ」の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可。なお、その写しの工事成績評定結果（「A」）の確認は市で行う。 |
| 様式第１  ５　本工事配置予定技術者の保有する土木一式工事に関する資格 | 法令による合格証明書の写し又は登録証の写し |
| 様式第１  ６　安城市発注の土木一式工事の主任（監理）技術者における過去３年間（平成２３年度から平成２５年度まで）の工事成績表定点が８０点以上の施工実績 | 土木一式工事の工事成績表定点が８０点以上の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可。なお、その写しの工事成績評定結果の確認は市で行う。 |
| 様式第１  ７　過去１０年間（平成１６年度から平成２５年度まで）の安城市内での国、地方公共団体又は特殊法人等の発注の土木一式工事における施工実績の有無 | 土木一式工事の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可 |
| 様式第１  ８　安城市災害緊急協力事業者（工事）又は安城災害対策建設協力会登録の有無 | 登録証の写し |
| 様式第１  ９　障害者雇用の有無 | 障害者雇用者状況報告書の写し  雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、雇用が確認できるもの（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格等確認通知書）の写し及び障害者手帳の写し |
| 様式第１  １０　ISO14001の取得の有無 | 登録証の写し |

（２）加算点は、２評価項目及び評価基準を安城市データ、加算点申告表及び事後審査に必要な書類に基づき審査します。事後審査に必要な書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合は、書類の再提出は認めない。かつ、加算点の対象とならない。事後審査に係る書類の審査にあたり、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から次の計算式により減点を行う。

　　　減点＝入札者が申告した加算点－審査した加算点

　　　また、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過小となる評価項目がある場合でも、その評価項目の加算点の見直しは行わない。

（３）入札参加申請書に記載された加算点対象技術者の変更については、病気、死亡、退職その他やむを得ない理由がある場合以外は認めない。

（４）本工事の総合評価競争入札は、標準点（発注者が設定している入札条件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（評価項目に対する点数）を加え、これを入札価格で除した後1,000,000を乗じた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする除算方式とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また、最低制限価格を定めた場合、その価格を下回った額で入札した者の評価値の算定はしないものとする。なお、本工事の総合評価競争入札における標準点は100点とする。評価値＝｛（標準点＋加算点）／入札価格｝×1,000,000